⑸　契約変更の取り扱い　受注者が作成する施工計画書のうち、技術提案に係る資料については発注者が確認するが請負代金額の変更は行わない。

ただし、不可抗力（地震、風水害等）によって、地形が変化し数量に変更があった場合は、発注者と受注者の協議のうえ発注者が認めたものについては変更の対象とする。

また、現場条件、関係機関との協議、社会的条件（地元対応等）によって、新たな対策や施工体制の変更が生じた場合は、発注者と受注者の協議のうえ発注者が認めたものについては変更の対象とする。

⑹　契約締結後のＶＥ提案　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案の全部又は一部が適正と認められた場合に、設計図書を変更し、必要があると認められる場合は、請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

⑺　配置予定技術者の確認　落札決定後、工事実績情報システム（コリンズ）等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合以外は、申請書の差し替えは認められない。

⑻　当該工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理（又は主任）技術者及び現場代理人とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照。）。

⑼　手続における交渉の有無　無。

⑽　契約書作成の要否　要。

⑾　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。

⑿　一次審査の結果、指名された者について、二次提案の提出を求めるとともに配置予定技術者を対象とした技術提案のヒアリングを行う。

⒀　技術提案の採否等

一次提案の採否並びに評価については、指名又は非指名通知と併せて通知する。

二次提案の採否並びに評価については、書面にて通知する。

⒁　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。

⒂　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２＜１＞⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も、上記４⑶⒜により資格申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⒃　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Koji Ikeuchi Director General of the Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of Midoro Tunnel in Yamato Gose Road

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 30 P.M 9 September 2013

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 18 December 2013 (tenders brought along 12 : 00 P.M. (noon) 18 December 2013 or tenders submitted by mail 12 : 00 P.M. (noon) 18 December 2013)

⑹　Contact point for tender documentation : Mituo Sinkado the Contract Division, Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 1―5―44, Otemae Tyuou-Ward, Osaka-city, 540―8586, Japan TEL 06―6942―1141

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

北海道開発局旭川開発建設部が発注するとうま農地防災事業当麻ダム洪水吐建設工事は、特定建設工事共同企業体が競争に参加できることとし、当該共同企業体の資格審査に関し、その基本となるべき事項並びに申請の時期及び方法等について予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第72条第４項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成25年８月９日

北海道開発局長　沢田　和宏

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

１　工事名　とうま農地防災事業当麻ダム洪水吐建設工事（電子入札対象案件）

２　工事場所　北海道上川郡当麻町

３　工事内容

ア　洪水吐工　土工（掘削・埋戻）：Ｖ＝54,800㎥、躯体工（生コンクリート）：Ｖ＝6,690㎥

イ　堤体工　基礎掘削：Ｖ＝1,220㎥、盛立工（鋼土・抱土・鞘土）：Ｖ＝2,570㎥、接合コンクリートブロック：Ｖ＝250㎥

ウ　基礎処理工　カーテングラウチング：Ｌ＝2,577m、ブランケットグラウチング：Ｌ＝563m、ファングラウチング：Ｌ＝222m

エ　取水放流施設工　土工：Ｖ＝4,330㎥、本体工（生コンクリート）：Ｖ＝1,270㎥、導水トンネル充填モルタル：Ｖ＝503㎥

オ　堤体観測工：一式

カ　管理施設工　橋梁工：Ｎ＝１橋

キ　仮設工：一式

ク　雑工：一式

４　工事区分　一般土木

５　資格審査申請書の受付期間及び受付場所

⑴　受付期間　平成25年８月９日から平成25年９月10日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、平成25年９月11日以降（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時まで審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

⑵　受付場所　〒060―8511 札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　北海道開発局事業振興部工事管理課（電話011―709―2311内線5480）

６　共同企業体の構成員の数、資格要件等

⑴　構成員の数は、２又は３社とする。

⑵　構成員の組合せは、北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であって、決定の際に算定した点数（経営事項評価点数）が、代表者については1,200点以上、代表者以外の構成員については1,100点以上であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受け、当該再決定の際に算定した点数（経営事項評価点数）が、代表者については1,200点以上、代表者以外の構成員については1,100点以上であること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記６⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から決定を行う日までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑸　各構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。

ア　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が５年以上あること。ただし、発注工事と同種の工事について相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が５年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。

イ　平成10年度以降に、次の㋐から㋑の要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

㋐　フィルダムの堤体盛立の施工実績。

㋑　フィルダムの洪水吐（現場打ち鉄筋コンクリート）の施工実績。